

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

“木のまち鹿沼” 魅力向上まちづくり計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県、鹿沼市

## 3 地域再生計画の区域

鹿沼市の全域

## 4 地域再生計画の目標

### 4-1 地域の現況

本市は、栃木県の県央西部、東京からおよそ100kmの距離に位置し、市域東は宇都宮市に、北は国際観光地である日光市に隣接している。南東部には東北縦貫自動車道の鹿沼インターチェンジ、南部の栃木市との市境付近には北関東自動車道の都賀インターチェンジもあることから、首都圏との連絡が容易であり、その高い地理的優位性を活かした工業団地や鹿沼市花木センター、さらに市域の約7割は森林で覆われ、古くから地域産材を利用した木工業が盛んで、「木のまち鹿沼」としての地位を確立した木工団地を有している。

また、中心市街地には、ユネスコ無形文化遺産登録を目指している鹿沼秋祭りのシンボルともいえる彫刻屋台の展示施設や年間来場者数は70万人を集客する、来訪者が気軽に立ち寄り休憩し地域の情報が得られる「まちの駅“新・鹿沼宿”」があるなど、多種多様な施設が集積している一方で、南部には緑豊かな田園地帯が、さらに西北部には、奥深い山々を源とした県内有数の清流である大芦川おおあしがわが流れるなど、豊かな自然環境にめぐまれており、都市的な生活機能や特色ある多様な産業、豊富な自然がバランスよく集積している地域である。

しかし、一方で、本市の人口は、平成22年で102,348人であったものが、平成26年には10万人を下回り鹿沼市総合計画の推計よりも早いペースで人口減少が進んでおり、平成27年国勢調査（速報値）では98,384人まで減少している。自然動態も死亡数が出生数を上回り、社会動態においても転出が転入を超過している状況にある。

本市では、こうした状況を改善するために鹿沼市総合戦略を策定し、「仕事をつくり・人を留め・呼び込み、その人がまた仕事をつくる」、このような好循環をつくり人口減少を抑制することが必要であり、「産業の振興と安定した雇用の創出」「地域資源を活用した交流と移住・定住の促進」を取り組むべき重要戦略と定めている。

## 4-2 地域の課題

鹿沼市では、人口が自然動態・社会動態においても減少している。市街地環境や地域連携も悪化しており、それらを改善し、産業と地域を連携させ、地域特性である豊富な森林資源を活用して、産業の振興と雇用の創出を図り、移住・定住の促進につなげることにより、さらなる急激な人口減少を少しでも抑制することが課題である。

本市は、これまでに一般県道鹿沼環状線や主要地方道宇都宮・鹿沼線など、いわゆる東西軸の整備は図られてきたが、市街地内外を連携する南北軸が十分に整備されていないため、大型車の市街地流入による渋滞や騒音による市街地環境や地域連携が悪化しており、それらを改善するため市道の整備促進が急務となっている。

また、本市には、豊富な森林資源があるが、地域と林道とのアクセスや走行性の悪さ、さらに林業の担い手不足等により、産業連携の悪化を招き、木材の利活用が図れていない。県版の総合戦略に掲げる「林業の成長産業化」を進めるためにも森林整備の必要性が高まっていることや、土砂災害を防止すること、災害により市道が寸断された場合に孤立してしまう集落なども発生する可能性があることから、人工林の適切な管理という課題が生じている。

林業の生産性や生活の利便性の向上を図るため、地域間や市道を連絡する林道の整備促進が急務となっている。

## 4-3 計画の目標

国立社会保障・人口問題研究所等の機関による鹿沼市の推計人口は、年間に約720人減少すると推測しているが、地方創生道整備推進交付金を活用することにより、市街地における渋滞の緩和や安全・安心な住環境を形成する市道の整備や、林業の産業連携を活性化させる林道整備などを同時期に行うことで、市全体として、産業の振興と雇用の創出を図り、移住・定住の促進につなげ、さらに交流人口の増加も図ることにより、日本創生会議の推計減少人数よりも、約50人少ない年間約670人の人口減少に抑制できる。

(目標1) 推計人口の達成 \*人口減少の抑制 約720人/年→約670人/年  
・99,336人(平成27年)→95,971人(平成32年)

(目標2) 産業の振興と安定した雇用の創出  
・就業率59.1%(平成27年)→60.2%(平成32年)

(目標3) 地域資源を活用した交流と移住・定住の促進  
・交流人口355万人(平成27年)→474万人(平成32年)

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

鹿沼市には、南北軸である一般国道293号・一般国道352号や環状路を形成する一般県道鹿沼環状線などの主要道路があるが、それらを補完する市道が脆弱であることから、近年、市街地内への大型車の流入が増加傾向にあり、渋滞や振動・騒音等が増加し住環境が悪化している。そこで、市道5047号線の拡幅改良、市道0020号線、市道0363号線及び市道0365号線の第二南北軸の新設により、市街地を通らず環状線へのダイレクトアクセスと環状線から各国道や主要県道と幹線道路を連結することにより市街地内の交通環境の利便性・安全性の向上を図る。

また、鹿沼インターチェンジと市街地を結ぶ市道0017号線は、鹿沼の玄関口として物流や観光路線としての重要な役割を果たしているが、整備から数十年が経過しているため舗装修繕により、走行性の向上を図る。

さらに、林道河原小屋三の宿線、林道前日光線、林道横根線、林道大荷場木浦沢線の危険個所を修繕し、経済的、効率的な木材の搬出や林業の施業を行うことにより、森林の適切な管理ができ、土砂災害に対する備えもできることから、平成27年9月の台風18号のような異常気象時にも道路分断により孤立してしまう集落の発生を防止できる。

これらを同時期に整備することにより、地域間や市道・林道とのアクセスや走行性の向上を図り、「鹿沼産木材のブランド」を柱に林業の成長を活性化させることにより、鹿沼市の定住人口減少の抑制や、雇用の拡大などの政策効果を高めることが期待できる。

### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所図に示した図面による。

- ・市道 道路法に規定する市道に認定済み。( )内は認定年月日

市道5047号線	(昭和57年3月15日)
市道0020号線	(昭和57年3月15日)
市道0017号線	(昭和57年3月15日)
市道0363号線	(昭和57年3月15日)
市道0365号線	(平成20年7月28日)

- ・林道 森林法による渡良瀬川地域森林計画(平成23年12月策定)に路線を記載。

林道河原小屋三の宿線  
林道前日光線

林道横根線  
林道大荷場木浦沢線

**[施設の種類の種類] [事業主体]**

- ・市道 鹿沼市
- ・林道 栃木県

**[事業区域]**

- ・鹿沼市全域

**[事業期間]**

- ・市道 平成28年度～平成32年度
- ・林道 平成28年度～平成31年度

**[整備量及び事業費]**

- ・市道 4.7km、林道 0.7km
- ・総事業費 2,771,000千円（うち交付金 1,381,500千円）
  - 市道 2,675,000千円（うち交付金 1,337,500千円）
  - 林道 96,000千円（うち交付金 44,000千円）

**[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]**

(平成/年度)	基準年 (H27)	H28	H29	H30	H31	H32
指標1 市街地への大型車流入量の抑制 国道293号（鹿沼市縦山町）	台 2,470	台 2,470	台 2,470	台 2,200	台 2,200	台 1,240
指標2 健全な森林整備の推進 整備した林道の使用区域面積の10%	ha 0	ha 243	ha 243	ha 466	ha 466	ha 491

事業完了後に鹿沼市の職員が、必要な交通量調査等を行い、速やかに状況を把握する。

**[事業が先導的なものであると認められる理由]**

**(政策間連携)**

市道と林道を同時期に短期間で整備を行う事により、個別整備に比べて、効果的な施設整備が可能となり、本市の道路特性を活かした交通環境の改善や鹿沼ブランド木材の林業施業の効率化が図れる。これらの道整備の目標を達成することで、定住人口の減少の抑制や産業の活性化による雇用増加に期待できるという点で先導的な事業となっている。

**5-3 その他の事業**

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「“木のまち鹿沼”魅力向上まちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

#### (1) 地場産材のトータルサポート

内 容 新たな技術の習得や製品を開発、新分野への進出、販路拡張をめざす、熱意ある市内の中小企業への支援制度

事業主体 鹿沼市

実施期間 平成27年4月～

#### (2) 企業立地優遇補助制度

内 容 宇都宮西中核工業団地及び鹿沼武子工業団地への立地操業に対する土地取得補や新規立地する企業に対して、固定資産税相当額（土地、建物、償却資産）を5年間補助。また、工場適地（工業系用途地域及びその他地域）へ立地する企業の設備投資への助成。

事業主体 鹿沼市

実施期間 平成27年4月～

#### (3) 移住・定住の支援

内 容 移住・定住に向けた、空き家バンクの効果的なPRをし、空き家の登録促進を行い、現在市内に空き家を所有し、売却または賃貸を考えている方に空き家情報を登録、その情報をホームページ等で公開し、空き家を利用したい方に紹介するシステム。

事業主体 鹿沼市

実施期間 平成27年6月～

#### (4) 森林整備地域活動支援事業

内 容 国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界確認等の諸活動及び森林施業の実施の基盤となる既存の作業路網の改良を行う活動に対して支援を行う（林野庁支援事業）。

事業主体 栗野森林組合

実施期間 平成24年4月～平成29年3月

#### (5) 森林認証制度

内 容 森林認証は、独立した第三者機関が適切な森林経営や持続可能な森林経営、さらには、適正な木材の加工管理が行われている森林または経営組織を認証し、森林認証の取得により、本市の豊かな

森林や良質な木材の信頼性「鹿沼産木材のブランド化」が改めてクローズアップされ、木のまち鹿沼のまちづくりの活性化を図る。

事業主体 鹿沼市・森林組合

実施期間 平成28年2月～

#### (6) とちぎの元気な森づくり県民税事業

内 容 豊かな水や空気を育み安全で安心できる県土をつくり、さらには、地球温暖化の防止にも貢献するなど様々な働きを持っている大切な森林を、県民全体の理解と協力の下に守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいくために、平成20年4月から『とちぎの元気な森づくり県民税』を導入した。

事業主体 栃木県、鹿沼市、鹿沼市森林組合、栗野森林組合

実施期間 平成20年4月～平成30年3月

## 6 計画期間

平成28年度～平成32年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標達成状況については、計画期間の中間年度及び計画終了後に鹿沼市が、必要な調査を行い、状況を把握・公表する。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成27年度 (基準年度)	平成30年度 (中間年度)	平成32年度 最終目標
目標1 推計人口の達成	人 99,336	人 97,317	人 95,971
目標2 産業の振興と安定した雇 用の創出(就業率)	% 59.1	% 59.8	% 60.2
目標3 地域資源を活用した交流 と移住・定住の促進	万人 355	万人 426	万人 474

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
人口減少の抑制	鹿沼市の毎月人口調査より
雇用の創出	鹿沼市の統計結果より
交流と移住定住の促進	鹿沼市の統計結果より

### 7-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標の達成状況を始め中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（栃木県及び鹿沼市のホームページ）の利用により公表する。